

組見本 (A5判縮小)

各会社・合資会社と合同会社とでは、次のように異なる。

2 標立

15

Q19 [出資の履行時期]

社員の出資は、いつまでに行うべきか

理解を助ける“memo”!!
実務に役立つコメントや補足説明を“memo”として随所に掲げています。

種類 出資の履行時期

合名会社 ① 会社法で履行時期を定めていない。
出資について全額払込割が採られている段階で履行する必要はなく、定款または総行期を定めることができる(注釈会社法12)。
② 定款または総社員の同意によりその履行がないときは、会社の請求により初めてをする(最判昭62・1・22判タ631・130)。

合同会社 ① 出資について全額払込割が採られている合同会社の社員になろうとする者は、合同会社の設立の登記をする時までに、その全額を払い込み、またはその出資に係る全部を給付しなければならない(会社57)。
② 合同会社の社員になろうとする者全員のは、登記、登録その他権利の設定または看守するために必要な行為は、合同会社の能ができる(会社578ただし書)。

根拠を明示!!

根拠となる法令、先判例、文献等をていねいに明示しています。

5 社員の加入・持分の譲渡・一般承継・退社 67

(1) 資本金の額の増加
社員が出資の履行をした場合には(履行をした出資に係る会社計算規則30条1項2号の債権(→ memo))が資産として計上されていた場合を除く)、持分会社の資本金の額は、原則として、当該出資により払込みまたは給付がされた財産の額の範囲内で、持分会社が資本金の額に計上するものと定めた額が増加する(会計規30①)。

Q72 [資本金の額の増加]
社員が出資の履行をしたときは資本金の額が増加するか

具体的な計算方法は次のとおり。
資本金の額の限度額=(i)+(ローカ)(零未満である場合にあっては、零)
(i) 当該社員が履行した出資により持分会社に対し払込みまたは給付がされた財産(当該財産が(i)に規定する財産に該当する場合における当該財産を除く)の額

+(ii) 当該社員が履行した出資により持分会社に対し払込みまたは給付がされた財産(当該財産の持分会社における帳簿価額として、当該財産の払込みまたは給付をした者における当該払込みまたは給付の直前の帳簿価額を付すべき場合における当該財産に限る)の払込みまたは給付をした者における当該払込みまたは給付の直前の帳簿価額の合計額

-(iii) 当該出資の履行の受領に係る費用の額のうち、持分会社が資本金から減ずるべき額と定めた額

当分の間、零とされている(会計規附則11四)。

社員の加入

7 持分会社の種類の変更 133

Q136 [種類変更と組織変更]
持分会社の種類の変更と組織変更との差違

社記事項でない。

の額を登記するのは、合会社914五)。社員の出資

増加したときは、2週間

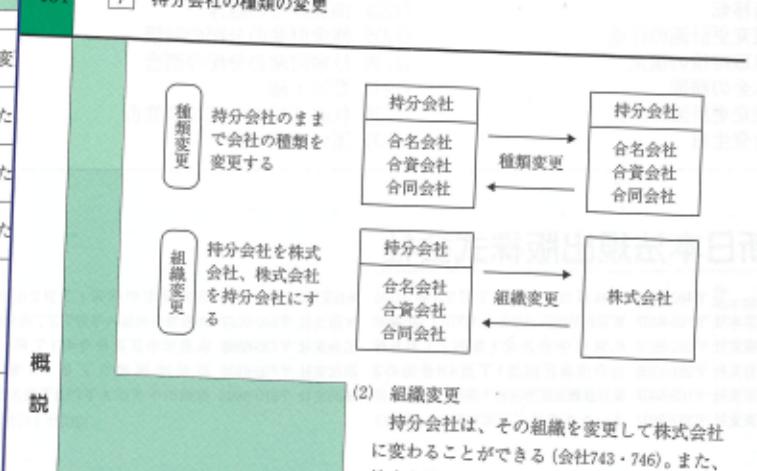
(1) 持分会社の種類の変更

持分会社の種類の変更(以下「種類変更」という)とは、定款を変更して、他の種類の持分会社となることをいう(会社638)。持分会社を他の種類の持分会社にすることは、組織変更といわない。

種類の変更の態様は次の表のとおり。

	種類変更前	種類変更後
①	合名会社	合資会社または
②	合資会社	合名会社または
③	合同会社	合名会社または
④	合資会社の有限責任社員の退社により、無限責任社員のみとなつた場合	合名会社
⑤	合資会社の無限責任社員の退社により、有限責任社員のみとなつた場合	合同会社

7 持分会社の種類の変更



概説

(2) 組織変更

持分会社は、その組織を変更して株式会社に変わることができる(会社743・746)。また、株式会社は、

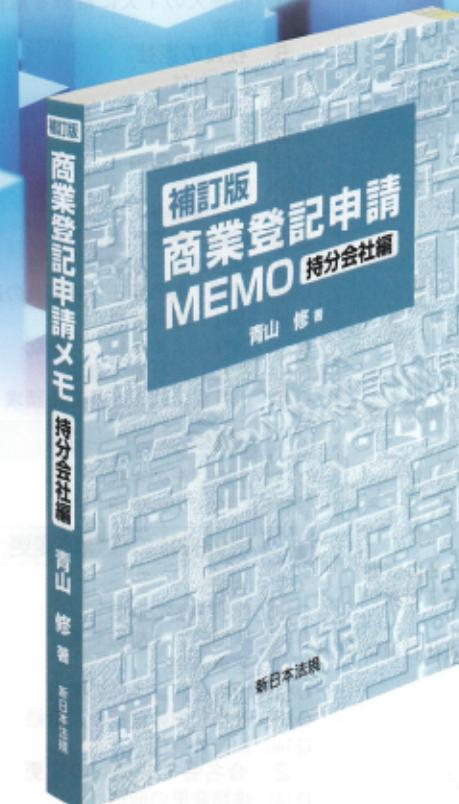
持分会社の登記のポイントが一目でわかる!

[補訂版]

商業登記申請MEMO

持分会社編

著 青山 修(司法書士)



補訂版の特色

平成26年改正会社法に対応!

持分会社の登記に必要となる、会社法や会社計算規則について詳細に記述しています。

◆知りたい疑問をすぐに解決!

持分会社の登記実務で直面するさまざまな疑問をQ&Aで端的に回答。図や表を多用して、わかりやすく解説しています。

◆ビジュアルな紙面!

ポイント箇所のカラー化や、見開き時に読みやすいレイアウトなど、見やすく、使いやすい紙面にしています。

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

A5判・総頁306頁

定価3,520円(本体3,200円) 送料460円

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 2,860円(本体 2,600円)

総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

1 総説

- Q 1 持分会社とは
- Q 2 持分会社の由来
- Q 3 社員
- Q 4 社員の員数
- Q 5 社員となる資格
- Q 6 持分単一主義
- Q 7 経過措置

2 設立

- Q 8 設立の手順
- Q 9 定款認証
- Q 10 定款の作成
- Q 11 定款の絶対的記載事項
- Q 12 定款の相対的記載事項
- Q 13 定款の任意的記載事項
- Q 14 公告方法
- Q 15 出資の目的等
- Q 16 定款作成後の手続
- Q 17 業務執行社員の定め方
- Q 18 代表社員の定め方
- Q 19 出資の履行時期
- Q 20 出資がない設立登記
- Q 21 扱込場所
- Q 22 扱込口座名義
- Q 23 扱込証明書
- Q 24 檢査役の調査
- Q 25 資本金の額の登記
- Q 26 資本金の額の計算
- Q 27 資本金組入れの規制
- Q 28 資本剩余金・利益剩余金
- Q 29 地方公共団体を業務執行社員とする登記

- Q 30 登記事項

- Q 31 代表社員の就任承諾書
- Q 32 扱込通帳が業務執行者名義の場合

- Q 33 合名会社一添付書面
- Q 34 合名会社の印鑑届書の印鑑証明書

- Q 35 合資会社一添付書面
- Q 36 合資会社の印鑑届書の印鑑証明書

- Q 37 合同会社一添付書面
- Q 38 合同会社の印鑑届書の印鑑証明書

- Q 39 資本金の額の計上に関する証明書の要否
- Q 40 資本金の額の計上に関する証明書～現物出資がある場合

- Q 41 会社の成立時期

3 社員の責任

- Q 42 合名会社の社員
- Q 43 合資会社の社員
- Q 44 合同会社の社員
- Q 45 社員の抗弁
- Q 46 責任変更
- Q 47 無限責任から有限責任への変更登記
- Q 48 有限責任から無限責任への変更登記
- Q 49 成立後の入社

4 業務執行社員・法人の職務執行者

- 1 業務執行社員

- Q 50 業務の執行
- Q 51 業務執行社員となる者
- Q 52 業務執行社員の定め方
- Q 53 業務執行社員の登記の可否
- Q 54 業務執行社員の退社等の制約
- Q 55 業務執行社員の辞任と後任者
- Q 56 持分全部譲渡による退社・加入
- Q 57 業務執行権
- Q 58 業務執行社員の任期と変更登記

2 法人の職務執行者

- Q 59 法人の職務執行者
- Q 60 職務執行者を登記する場合
- Q 61 職務執行者の資格
- Q 62 職務執行者の選任機関
- Q 63 職務執行者の員数
- Q 64 法人の意思表示の主体
- Q 65 職務執行者の登記手続
- Q 66 利益相反取引

5 社員の加入・持分の譲渡・一般承継・退社

1 社員の加入

- Q 67 社員の地位の取得
- Q 68 原始加入の方法
- Q 69 定款変更
- Q 70 加入一定款の別段の定め
- Q 71 加入の効力発生時期
- Q 72 資本金の額の増加
- Q 73 社員の加入の登記申請手続
- Q 74 合名会社の社員の加入登記
- Q 75 合資会社の社員の加入登記
- Q 76 合同会社の業務執行社員の加入登記

2 持分の譲渡

- Q 77 持分の譲渡
- Q 78 承諾のない譲渡
- Q 79 持分の譲渡の効果
- Q 80 持分譲渡人の責任

- Q 81 持分譲渡による無限責任社員の変更

- Q 82 持分一部譲渡による有限責任社員の変更①

- Q 83 持分一部譲渡による有限責任社員の変更②

自己持分

3 代表社員の定め

- Q 85 代表社員の定め方
- Q 86 全員を代表社員とする登記

4 代表社員の変更登記

- Q 87 代表社員の変更登記

- Q 88 代表社員の登記の抹消

- Q 89 代表しない社員の出現

5 職務執行者の登記

- Q 90 職務執行者の登記

- Q 91 代表者が法人の場合は変更登記

- Q 92 代表社員の職務執行者の員数

- Q 93 法人代表者を職務執行とする登記

- Q 94 職務代行者

4 相続等の一般承継

- Q 95 一般承継とは

- Q 96 相続等による持分の承継

承継の定款例

- Q 98 業務執行社員の承継加入

- Q 99 特定人の承継加入

遺産分割協議

特別受益証明書

相続放棄

- Q 103 限定承認

- Q 104 承継時期

- Q 105 未成年者の相続加入

- Q 106 承継加入できない場合の加入方法

- Q 107 相続加入と未履行部分

- Q 108 共有持分の権利行使者

相続人不存在

- Q 110 相続人の1人が不明の場合

- Q 111 承継規定がない有限責任社員の死亡・種類変更

- Q 112 承継規定がない無限責任社員の死亡・種類変更

- Q 113 承継規定がある合資会社社員の死亡と種類変更

- Q 114 清算中の持分承継

- Q 115 相続発生と登記手続

- Q 116 相続による承継加入の登記

- Q 117 相続による責任変更

- Q 118 有限責任社員が相続する登記

- Q 119 相続人の1人に持分を取得させる方法

5 社員の退社

- Q 120 退社とは

- Q 121 任意退社

任意退社事由・時期

- Q 122 法定退社事由

- Q 123 除名事由

- Q 124 差押債権による退社

- Q 125 繼続不同意による退社

- Q 126 設立無効・取消しと退社

- Q 127 有限・無限責任社員全員の退社

- Q 128 退社と定款変更

- Q 129 退社による払戻し・登記

- Q 130 退社した社員の責任

- Q 131 退社した社員による商号変更請求

6 定款の変更

1 概説

- Q 135 種類変更の形態

- Q 136 種類変更と組織変更

2 変更計画

- Q 137 債権者保護手続の要否

- Q 138 種類変更の登記申請手続

3 合名会社の種類の変更

1 概説

- Q 141 種類変更の態様

2 合資会社への種類の変更

- Q 142 合資会社に変更する場合の添付書面

- Q 143 合同会社への種類変更と出資の履行

- Q 144 合同会社への種類変更の申請

- Q 145 合同会社に変更する場合の添付書面

3 合資会社の種類の変更

1 概説

- Q 146 種類変更の態様

2 合名会社に変更する場合の添付書面

- Q 148 合同会社への種類変更と出資の履行

- Q 149 合同会社への種類変更の申請

- Q 150 合同会社に変更する場合の添付書面

4 合同会社の種類の変更

1 概説

- Q 151 種類変更の態様

2 合名会社に変更する場合の添付書面

- Q 153 合資会社に変更する場合の添付書面

5 合資会社の社員の退社による定款のみなし変更

- Q 154 有限責任社員全員の退社

- Q 155 無限責任社員全員の退社

- Q 156 みなし定款変更の意味

- Q 157 無限責任社員の退社と種類変更登記

8 合同会社の資本金の額に関する変更

1 資本金の額の増加

- (1) 資本金の額が増加する事由

- Q 158 資本金の額が増加する事由

- (2) 社員が出資の履行をしたことによる資本金の額の増加

- ①社員の新たな出資による加入

- Q 159 社員の加入の登記申請手続

- Q 160 合同会社の業務執行社員の加入登記

- ②社員の出資の価額の増加

- Q 161 合同会社における出資の価額の増加

- Q 162 出資増加による資本金の額の増加登記

- (3) 持分会社が社員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権

- 〔出資履行請求権〕を資産として計上することと定めた場合

- Q 163 出資履行請求権と資本金の額の増加

- Q 164 出資履行請求権と資本金の額の増加登記

2 資本金の額の減少

- (1) 資本金の額が減少する事由

- Q 167 資本金の額が減少する事由

- (2) 退社に伴う持分の払戻しによる資本金の額の減少

- Q 168 退社に伴う持分払戻し

- Q 169 退社に伴う持分払戻し規制

- Q 170 退社に伴う払戻しと債権者保護手続